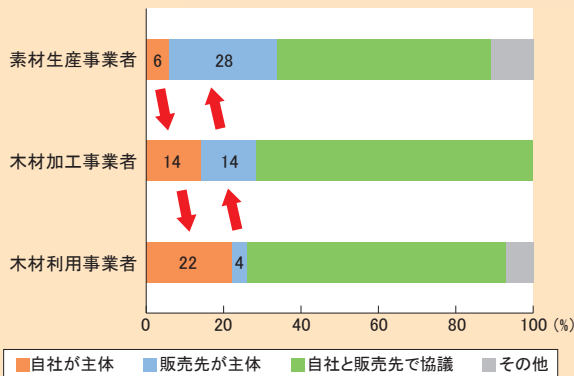


このため、持続可能な林業・木材産業を実現し、再生林を進めるためには、川上から川下までの関係者が再生林を含む森林の育成コストへの理解を深めた上で、価格が形成されることが重要である。

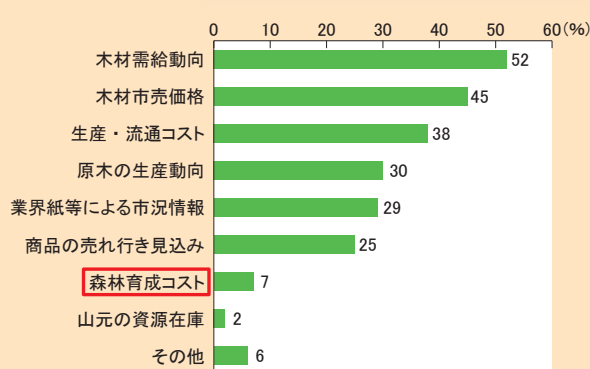
資料 特-33 木材の販売価格の決定主体



注：有効回答は、素材生産事業者18、木材加工事業者49、木材利用事業者27。

資料：林野庁木材産業課調べ。

資料 特-34 木材の購入時の価格決定の際に参考とする情報



注：回答者数は142(1者につき3つまで回答可)。

資料：林野庁木材産業課調べ。

(再生林を担保する木材取引に向けた取組)

持続可能な木材利用に向け、再生林が可能となる価格で木材を取引する協定を締結するなど、川上から川下までの関係者が一体となって取り組む先行事例もみられる。

例えば、令和5(2023)年6月には、ウイング株式会社、佐伯広域森林組合、ウッドステ

事例 特-2 持続性の確保された木材流通のための立木取引システム

一般社団法人国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会は、持続性が確保された木材の流通のため、令和6(2024)年12月から令和7(2025)年3月までの間、「立木取引システム」をインターネット上に開設し試行的な運用を行うとともに、令和8(2026)年2月から取組を再開し、出品者、買受者の公募を開始している。

同システムでは、持続的に経営される森林のみを対象として、インターネット上で立木の売買を行うことができる。具体的には、森林所有者が伐採後の再生林や保育を実施することを条件に、立木の出品を受け付けている。出品に当たっては、再生林や保育に必要な経費を含めた持続可能な林業経営が可能となる価格を最低希望価格として提示することで、森林資源の持続性を確保することとしている。

同システムを通じて、出品者は再生林等が可能となる価格で立木を販売することができ、買受者は持続性が確保された木材をオープンな場で購入することで、森林の持続的な経営への貢献をPRできる。

